

令和5年度 豊川市内部統制評価報告書

豊川市長竹本幸夫は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊川市長竹本幸夫は、豊川市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、「豊川市内部統制基本方針」（令和4年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、豊川市内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続に基づき評価を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備があった事案（2件）について、次のとおり是正しました。

【事案】

（1）建設部建築課における市営住宅の上空占用について、令和4年度から令

和5年度にかけて、外部事業者より行政財産目的外使用許可申請が提出されましたが、許可基準を満たしているにもかかわらず、許可証発行手続きが遅延する事案が発生しました。

(2) 建設部建築課における市営住宅の敷金還付処理業務について、令和2年度から令和5年度にかけて、還付が遅延する事案が発生しました。

【原因】

申請書類等を担当者のみで管理するなど、組織的な業務管理や情報共有ができていなかったため、申請書類等の適正な保管や進捗管理ができず、事務処理に遅延が生じてしまいました。

【是正事項】

建設部建築課において、組織的に業務を管理できる体制を再構築しました。具体的には、組織的な業務の進捗管理を行うこととし、申請等への対応状況の確認、未処理事案の情報共有と確実な対応ができる体制を確立しました。これにより現在は、適切な状況に回復しております。

また、本事案の内容と対応策については、全庁的に周知することで、再発防止に向けた取り組みを行いました。

令和6年6月19日 豊川市長 竹本幸夫